

○ 予算の審議方法について（案）

- 1 当初予算は、予算特別委員会を設置し、これに付託する。
- 2 補正予算は、次の方法により、常任委員会に付託する。
  - (1) 一般会計
    - ア 予算総則、歳入及び都債は、財政委員会に付託する。  
なお、都債のうち交付公債は、事業所管の常任委員会が検討し、財政委員会はその報告を受けて、これを決定する。
    - イ 歳出、債務負担行為及び繰越明許費は、所管の常任委員会に付託する。
  - (2) 特別会計及び公営企業会計  
所管の常任委員会に付託する。

議会運営委員会申合せ（案）

21. 8. 31

東京都議会は、昭和40年に議会の議決した要綱による議会運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、各会派の協議・協調のもとに円滑な議会運営を図ってきたところである。平成3年4月の地方自治法の改正に基づき、都議会の委員会は各例により設置されることとなったが、今後の委員会運営についても、従来と同様、十分に各会派間の協議を行い、円滑なる議会運営を期することとし、次のとおり申し合わせる。

（運営の趣旨）

1 委員会の運営は、議会の円滑なる運営の確保を目的として、各会派間の協議を尽くすことを基本とする。

（議長及び副議長の委員会出席）

2 議長及び副議長は、委員会に出席し、発言することができる。

（議長請求による委員会招集）

3 議長から請求があったときは、委員長は委員会を招集するものとする。

（会議）

4 委員会は原則として各会派から1名以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（理事會）

5 理事會は、委員長、副委員長及び理事をもって構成し、委員長が必要と認められた事項及び委員会から委任された事項について、協議決定することができる。

（所管案件の取扱い）

6 次の案件は、従来どおりあらかじめ各会派間の検討を経て、委員会に提出する。

- ① 会議規則
- ② 委員会条例
- ③ 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例
- ④ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- ⑤ 議会局条例
- ⑥ 図書館条例
- ⑦ 専決処分の委任
- ⑧ 意見書、決議

(2) 附属・陳情は、地方自治法第109条の2第4項に直接係わるものに限りに委員委員会に付託する。なお、意見書・決議の提出を求める附属・陳情は、その内容を所管する常任委員会に付託する。

（決定の遵守）

7 委員会が決定した事項については、各会派の責任においてこれを遵守しなければならない。

## ○ 契約議案の審議方法について(案)

## 1 一般会計

- (1) 契約議案は、財政委員会に付託する。
- (2) 事業所管の常任委員会は、該当する契約議案を検討し、その結果を財政委員会に報告する。
- (3) 財政委員会は、所管の常任委員会から報告を受けて、契約議案の決定を行う。

## 2 公営企業会計

公営企業関係の契約の締結については、地方公営企業法第40条の規定により、議会の議決を要しないが、9億円以上の契約については、所管の常任委員会において、報告事項として説明を取する。

## ○ 決算の審議方法について(案)

## 1 委員会付託

- (1) 「各会計歳入歳出決算の認定について」は、「各会計決算特別委員会」を設置し、これに付託する。
- (2) 「公営企業各会計決算の認定について」は、「公営企業会計決算特別委員会」を設置し、これに付託する。

## 2 委員会の審査方法

両委員会とも、分科会を設けて審査する。

## 3 委員会審査の期間

両委員会とも、第3回定例会から第4回定例会までの間に審査を終了する。

○ 土地の信託に関する議案の審議方法について（案）

1 一般会計

- (1) 土地の信託に関する議案は、財政委員会に付託する。
- (2) 当該土地を所管する局の常任委員会は、該当する議案を検討し、その結果を財政委員会に報告する。
- (3) 財政委員会は、所管の常任委員会から報告を受けて、その議案の決定を行う。

2 公営企業会計

公営企業関係の土地の信託については、地方公営企業法第40条の規定により、議会の議決を要しないが、所管の常任委員会において、報告事項として説明を聴取する。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく議案の審議方法について（案）

1 一般会計

- (1) PFI法に基づく議案は、財政委員会に付託する。
- (2) 事業所管の常任委員会は、該当する議案を検討し、その結果を財政委員会に報告する。
- (3) 財政委員会は、所管の常任委員会から報告を受けて、その議案の決定を行う。

2 公営企業会計

公営企業関係のPFI法に基づく契約の締結については、PFI法施行令により、議会の議決を要しないが、5億円以上の契約については、所管の常任委員会において、報告事項として説明を聴取する。

○ 意見書・決議の提出要領（案）

意見書・決議の取扱いは、原則として次の方法により行う。

- 1 意見書・決議を提出しようとする場合は、所管の常任委員会に提出する。
- 2 常任委員会は、提出された意見書・決議について検討を行い、その結果を、次の区分により、別紙様式（管路）に基づき、会期の最終日（前日）正午までに議長に報告する。
  - (1) 調整が済んだもの
  - (2) 調整が済んだもの
- 3 議会運営委員会は、常任委員会の検討結果を参考として協議を行う。

○ 委員会提出議案の取扱要領（案）

委員会提出議案の取扱いは、原則として次の方法により行う。

- 1 委員は、委員会提出議案の案となる起草案を提出しようとする場合は、理由を付け、あらかじめ委員長に提出する。
- 2 委員会の理事会で協議が整った起草案は、委員長から委員会に報告し、委員会提出議案として委員会会で決定する。
- 3 議案のうち意見書・決議の取扱いは、意見書・決議の提出要領による。

○ 請願・陳情の処理要領（案）

1 委員会に付託中の請願・陳情（以下「請願等」という。）のうち、審査のち結論を出しうるものについては、下記要領により処理するものとする。

記

区	分	処 理 方 法
1	一件の請願等について、結論が「採択」又は「不採択」のいずれか一方のもの	「採択」又は「不採択」のいずれかの決定を、簡易採決又は起立採決により行う。
2	一件の請願等の内容が数項目あるものについて、一部を「採択」、かつ残りの全部を「不採択」とすることと結論が一致したもの	1の特例として「一部採択」、「一部不採択」の決定を簡易採決により行う。
3	一件の請願等の内容が数項目あるものについて、一部を「採択」、一部を「不採択」とすることと意見が分かれば、結論が一致しないもの	1の特例として採択しうる部分のみ、「一部採択」の決定を簡易採決又は起立採決により行う。この場合、残りの部分は会期終了とともに審議未了・懸案となる。

2 新規に付託した請願等は、原則として次回の定例会までに、委員会で審査を行うものとする。  
ただし、臨時会での新規付託分については、次々回の定例会までとする。